

浦幌町分別収集計画書

(第 10 期)

浦 幌 町

(令和4年6月策定)

浦幌町分別収集計画

1 計画策定の意義

浦幌町が目標とする「自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組み、町民が生涯にわたって快適に暮らせる自然環境づくり」を目指すため、町内及び関係機関との連携を強化し、豊かな自然環境の保全をはじめ、国や北海道が進める省エネルギー行動に取り組むことにより、あらゆる環境問題への対応を町民との協働のもとに総合的に推進していくことが重要です。

また、大量生産・大量消費社会の中でごみが大量に排出されることから、一層のごみの減量化・リサイクル等の促進や、ごみの排出動向に即したごみ処理・リサイクル体制の充実を進める必要があります。

本計画では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、本町における容器包装廃棄物の分別収集、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、町民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

また、本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を促進するとともに、温室効果ガスの削減、資源の有効利用など環境への負荷が低減された循環型社会の形成に資するものとする。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・一般ごみを分別し、リサイクルを基本的方向とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・排出者への啓発活動の強化と収集、中間処理の軽減
- ・過剰包装、小売包装の抑制

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表5-1

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	208 t	208 t	208 t	197 t	197 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

簡易包装の協力店を募るなどスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の小売包装の有料化、買い物袋（マイバック）持参の徹底等の普及啓発により、スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を行う。

(4) 再生製品の利用促進

再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、浦幌町が有する収集機材、中間処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

表7-1

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発砲スチロール製食品トレイ（「以下白色トレイ」と表記）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項の規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

表8-1

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	12 t		12 t		12 t		11 t		11 t	
主としてアルミ製の容器	12 t		12 t		12 t		11 t		11 t	
無色のガラス製容器	13 t		13 t		13 t		12 t		12 t	
	13 t	0 t	13 t	0 t	13 t	0 t	12 t	0 t	12 t	0 t
茶色のガラス製容器	27 t		27 t		27 t		26 t		26 t	
	27 t	0 t	27 t	0 t	27 t	0 t	26 t	0 t	26 t	0 t
その他の色のガラス製容器	7 t		7 t		7 t		6 t		6 t	
	7 t	0 t	7 t	0 t	7 t	0 t	6 t	0 t	6 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	68 t		68 t		68 t		66 t		66 t	
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	17 t		17 t		17 t		16 t		16 t	
	0 t	17 t	0 t	17 t	0 t	17 t	0 t	16 t	0 t	16 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲用又は醤油を充てんするためのもの	19 t		19 t		19 t		18 t		18 t	
	19 t	0 t	19 t	0 t	19 t	0 t	18 t	0 t	18 t	0 t
主としてプラスチック類の容器包装であって上記以外のもの	32 t		32 t		32 t		30 t		30 t	
	29 t	3 t	29 t	3 t	29 t	3 t	28 t	2 t	28 t	2 t
	3 t		3 t		3 t		2 t		2 t	
(うち白色トレイ)	0 t	3 t	0 t	3 t	0 t	3 t	0 t	2 t	0 t	2 t

注) 特定分別基準適合物については、下段の左欄は指定法人への引渡額、右欄は独自処理額、上段は合計額

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項の規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

過去3ヵ年度の分別基準適合物等の排出量実績×人口減少率を勘案して次のとおり見込み量を推計した。

また、人口減少率は過去の住民基本台帳人口による減少の推移を基に勘案し次のように設定した。

表9-1

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4,285人 (対前年度比) 97.62%	4,183人 (対前年度比) 97.62%	4,083人 (対前年度比) 97.62%	3,986人 (対前年度比) 97.62%	3,891人 (対前年度比) 97.62%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

全町を対象に分別収集を行うものとし、実施主体は、以下の表の示すとおりとする。

表10-1

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による定期回収 (事業者による直接搬入)	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス	びん類		
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙類	飲用紙製容器包装	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本町は、平成9年度に缶類、びん類の分別収集を皮切りに、平成12年度には浦幌町リサイクルセンターを建設し、平成13年度より本格的な分別収集と選別、圧縮等の中間処理を行っており、維持運営費のコスト削減を図りながら、分別収集を行なう。

表 11-1 処理段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排 出	ステーション	共通集積場所利用
収集・運搬	収集車輛	専用車輛利用
選別・保管	リサイクルセンター	500m ²

表 11-2 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶 類	プラスチック コンテナ	専用車輛 (3t車 2t車 2台)	リサイクルセ ンター (選別・圧縮施 設)
アルミ製容器				
無色ガラス	びん類			
茶色ガラス				
その他ガラス				
飲用紙製容器包装	紙パック	バラ積		ストックヤード
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	網かご		リサイクルセ ンター (選別・圧縮施 設)
(白色発砲スチロール製食品トレイ)	白色トレイ			
その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本町の容器包装廃棄物の分別収集は、町民、事業者の意識の高まりと毎年の分別方法の周知により程度確立されてきたが、さらに、行政、事業者、町民が連携・協力し分別収集を円滑かつ効果的に推進していくものとする。

また、本分別収集計画を実効あるものとするため、毎年度、本計画書の記載事項について事後評価を適切に行うものとする。